

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	法務コンプライアンス課
処分の 名称	過料
処分権者	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者、消防長、議会
根拠規定	個人情報保護に関する法律第185条
基準規定	個人情報保護に関する法律第185条
処分基準	第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。 一・二 （略） 三 偽りその他不正の手段により、第八十五条第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	